

日野連109-87号

2013年9月26日

各地区連盟 御中

各加盟地方団体 御中

各加盟チーム 御中

公益財団法人 日本野球連盟

会長 市野紀生

プロ球団によるスカウト活動に関する規程等遵守について（通達）

さて、先般、当連盟加盟チームに所属の競技者が登録規程に違反し、MLBプロ球団と選手契約を締結する行為が発覚致しました。本件を受けて当連盟では、プロ球団による入団交渉並びに選手契約に関わる規程、申し合わせ等について再度徹底を図ることと致しました。

各地区連盟並びに各加盟地方団体及び各加盟チームにおかれては、所属する加盟チーム及び競技者に対し、下記事項の指導徹底をお願い致します。

記

1. プロ球団のスカウトによる入団交渉の制限（登録規程第14条参照）

(1) 都市対抗本大会終了日までの期間は入団交渉を受けることはできない。

(2) 都市対抗本大会終了の日からNPBドラフト会議の日までの間は、登録規程により入団交渉を受けることができる。ただし、この場合、当然ながら、スカウトは交渉相手となる選手が所属しているチームの代表者（部長又は監督）の了解を得て交渉が行われるものであり、各スカウトが選手と自由に接触できるものではない。

(3) NPBドラフト会議で指名を受けた選手は直接交渉を受けるが、1月末日までに契約が成立しなければドラフト指名は無効となり、以後翌年の都市対抗本大会終了日まで入団交渉を受けることはできない。また、ドラフト指名を受けなかった選手は、ドラフト会議の日から翌年の都市対抗終了日まで交渉を受けることができない。

2. プロ球団との契約締結（登録規程第21条参照）

加盟チームの競技者がプロ球団と選手契約を締結する場合は、その締結日以前に競技者登録を抹消しなければならない。

3. NPBとの申し合わせ事項の遵守（登録規程第14条参照）

高校卒（中退及び中卒含む）の新規登録者は3年（シーズン）、大学卒（中退及び専門学校・短大出身者等含む）は2年（シーズン）の間、NPBのプロ球団との選手契約を締結することができないことは登録規程第14条に定められている。日本野球連盟の加盟チームの一員である以上、会社・クラブに関係なく全てのチームの競技者が本規程を遵守しなければならない。

以上